

営 業 所 等 設 置 届

1	会 社 名		
2	本社所在地		
3	営業所等 所 在 地	浜北区	
		天竜区	
		北 区	
4	営業所等 電話番号 (携帯不可)	浜北区	
		天竜区	
		北 区	
5	営業所等の 設置年月	浜北区	平成 年 月
		天竜区	平成 年 月
		北 区	平成 年 月
6	常駐職員 役職・氏名	浜北区	支店長・営業所長
		天竜区	支店長・営業所長
		北 区	支店長・営業所長
7	常 駐 従業員数	浜北区	人
		天竜区	人
		北 区	人

営業所等の定義 法人市民税の課税対象（事業で必要とされる人的・物的設備のほか、継続して事業が行われる場所）となる事業所のうち、従業員が年間を通して常駐していること。

変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

添付資料（以下の書類が不備の場合は、登録できません）

- 1 営業所等に勤務する常駐従業員と会社との雇用関係が証明できるもの。（健康保険証の写し等）
- 2 営業所等の写真及び案内地図
※写真については、営業所等の外観（社名・営業所等の表札看板が写されているもの）及び事務室等。

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長 鈴木 康友

会 社 名
所 在 地
代 表 者 名